

平成14年 定例第3回

# 新得町議会会議録

開 会 平成14年9月12日

閉 会 平成14年9月24日

新得町議会

第 1 日

平成14年第3回新得町議会定例会（第1号）

平成14年9月12日（木曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	認定第1号	平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
4	認定第2号	平成13年度新得町水道事業会計決算認定について
5	報告第9号	専決処分の報告について
6	議案第59号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第60号	老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
8	議案第61号	生きがい通所施設設置条例の制定について
9	議案第62号	国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
10	議案第63号	平成14年度新得町一般会計補正予算
11	議案第64号	平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
12	議案第65号	平成14年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
13	意見案第6号	道路整備に関する意見書
14	意見案第7号	地方税源の充実確保に関する意見書
15	意見案第8号	畑作政策の確立及び15年産畑作物価格等に関する要望意見書

## 会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
認定第 1号	平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	平成13年度新得町水道事業会計決算認定について
報告第 9号	専決処分の報告について
議案第59号	町税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第60号	老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第61号	生きがい通所施設設置条例の制定について
議案第62号	国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第63号	平成14年度新得町一般会計補正予算
議案第64号	平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第65号	平成14年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
意見案第6号	道路整備に関する意見書
意見案第7号	地方税源の充実確保に関する意見書
意見案第8号	畑作政策の確立及び15年産畑作物価格等に関する要望意見書

## 出席議員（17人）

1番	川見久雄	議員	2番	藤井友幸	議員
3番	吉川幸一	議員	4番	千葉正博	議員
5番	宗像一	議員	6番	松本諫男	議員
7番	菊地康雄	議員	8番	斎藤芳幸	議員
9番	廣山麗子	議員	10番	金澤学	議員
11番	石本洋	議員	12番	古川盛	議員
13番	松尾為男	議員	15番	黒澤誠	議員
16番	高橋欽造	議員	17番	武田武孝	議員
18番	湯浅亮	議員			

## 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会委員長	長	小笠原一水
監査委員	員	吉岡正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	長	尾		正
税	務	課	長	富	田	秋	彦
住	民	生	活	小	森	俊	雄
保	健	福	祉	秋	山	秀	敏
施	設	課	長	村	中	隆	雄
農	林	課	長	浜	田	正	利
商	工	観	光	西	浦		茂
児	童	保	育	高	橋	未	治
老	人	ホ	一	高	松	敏	昭
屈	足	支	所	田	中	透	嗣
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行
財	政	係	長	武	田	芳	秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	高	橋	昭
社	会	教	育	斉	藤	正
		課	長			明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加	藤	健	治
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	渡	辺	美	恵	子
書			記	田	中	光		雄

---

## 開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成14年定例第3回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

---

## 開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、16番、高橋欽造議員、17番、武田武孝議員を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本洋議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

◎石本洋議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第3回定例町議会の会期につきましては、去る9月2日、午後1時40分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から9月24日までの13日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月24日までの13日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月24日までの13日間と決しました。

---

## 諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

## 行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[ 斉藤敏雄町長 登壇 ]

◎斉藤敏雄町長 8月21日の臨時第5回町議会以後の行政報告を行います。

8月21日には、道議会の農政委員会一行が道内視察ということで畜産試験場に来町されております。

また、翌8月22日には、道の佐々木亮子副知事が来町されました。ちょうど農民大運動会でもありましたので、そちらのほうにも参加をしていただきまして、その後レディースファームスクールの研修生及び修了生との懇談の場を設けました。また、新しくなりました畜産試験場の視察を行っております。

同じ日ではありますが、五ヶ瀬町から少年少女使節団一行18名が来町されまして、教育関係者あるいは受け入れの児童・家庭のかたがたとともに受入れ式を行ったところがあります。

また、8月25日には、十勝管内の女性大会が本町で行われまして、管内20市町村から約400名の参加を得て、盛大に行われたところであります。

8月26日には、民間で建設しておりました高齢者住宅の公開見学会が行われました。これはご承知のように、帯広の清信物産が町内に建設をいたしました、グループホーム9室と併せて高齢者居室5室が完成いたしました。公開見学会が行われたところでありまして、この後9月1日にオープンをいたしまして、順次入居者の入居が始まっております。なお、グループホーム9室につきましては、すべて町民のかたがたが入居できる見通しであるというふうにお伺いをいたしております。

同じ日ではありますが、屈足地区衛生委員会議でゴミの有料化についての説明会を行いました。この後、何回か説明会の経過が出てくるわけではありますが、ここでゴミ有料化についての進め方、あるいは考え方につきまして、この機会にご報告をさせていただきたいと思っております。

さきの議員協議会の席におきまして考え方のご説明をさせていただいて以来、廃棄物の減量推進会議を開きまして、ゴミ有料化についての検討をいただいております。その後、屈足・新得の両衛生委員会においても説明をいたしまして、また、連合町内会の役員会の席でも、この問題について説明をさせていただいております。この後は今月中に臨時の町内会長会議を開催したいと考えております。

そうしたいろいろな会合の中で提案されます課題・問題を整理しながら、その後は広報によりまして考え方を町民にお知らせをしていきたいと考えております。

また、来月から11月にかけて住民説明会ということで、これについての出前方式の説明会を開催していきたいと考えております。また、有料化に向けた試行を12月から来年の3月まで続けたいと思っております。

そうした一連の取り組みによりまして、住民の皆様がたのご了解が得られたと判断できる状況になった場合には、平成15年の4月1日から有料化に踏み切っていきたいと考えているところであります。なお、これらに伴います関係の議案、あるいは予算案につきましては、12月の定例議会に提案をさせていただきたいと思っております。

今、近隣の町村では、清水・芽室においても同様の検討がなされておりますし、また

十勝管内的にも他の町村を含めて有料化への動きとなってきたておりまして、全体的には管内も、すべてではないかと思えますけれども、流れは有料化の方向になってきていると判断をいたしております。

なお、料金の問題であります、特に清水・芽室・新得が同じ時期に実施されるわけでもありますので、できれば金額については、ある程度平準化したかたちで設定がなされていくものと考えておりまして、当初の試算では16円程度を本町では考えておりましたが、12円程度で考えていきたいと。それらについては今後なお、つめていきたいと考えているところであります。

それから同じ日でありますけれども、屈足小学校閉校要望書受理ということになっております。これは今年度に入りまして、屈足小学校のPTAが中心となりまして、実は平成16年に100年を迎えるわけではありますが、それに向けた検討をしている過程で子どもの数が減少したということに端を発しまして、これから先の見通しを含めて、地域内でいろいろなかたちで検討がなされたようでありますが、平成16年になりますと児童数が10人以下の見通しになるというふうなことを含めて、学級数が削減される、あるいはそれに伴います先生の配置も減員となりまして、少人数でありますので学校としての将来はどうなるのかということの検討がなされてまいりました。

最終的には地域内での話し合いを積み重ねた結果、去る8月21日に地域全体の臨時総会が開かれたようでありまして、この席上で平成15年度末をもって屈足小学校を閉校するということが承認されたとお聞きをいたしております。それを受けて、8月26日にPTA会長から閉校要望書が町のほうに提出をなされております。

屈足小学校が閉校のやむなきに至りますことは、児童はじめ地域住民の皆様がたにとりまして言い知れぬ寂しさ、あるいは感慨深いものがあると考えております。しかし、子どもたちの教育の将来を考えうえて、PTAをはじめ地域のかたがたが主体となって、かつ自主的に出されたこの結論でありますので、町といたしましてはこれを真しに受け止めていきたいと考えております。また、この間のこうしたご労苦に対しましても、関係者のかたがたに深く敬意を表したいと思っております。

このうへは地域の皆様がたの意志を尊重いたしまして、将来の児童の教育に不安の残らない対応を教育委員会とも連携をしながら進めていきたいと思っております。

また8月28日には、新英語指導助手のジャンーン・リンゼイ先生が赴任をされまして、関係者によりまして歓迎会を開催したところであります。

次ページにまいりまして、中ほどでありますけれども、9月2日には北海道畜産学会の大会が畜産試験場を会場に開催されてありまして、道内の大学及び試験研究機関の研究者のかたがた約100名が参加をして行われております。

9月4日には、町道南3丁目歩道整備工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

また、9月5日には全国過疎連盟主催の過疎対策の担当者職員研修会がございまして、私が、本町の取り組んでいる過疎地域における優良事例の発表の依頼を受けまして出席いたしました。

次ページにまいりまして、市町村職員の年金者連盟の十勝支部大会が、レイク・インで約100名余りの関係者が集まって開催されております。

また、同じ日でありますけれども、監査委員から平成13年度の決算審査意見書の提



出がなされたところであります。以上であります。

[ 齊藤敏雄町長 降壇 ]

---

日程第3 認定第1号 平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第3、認定第1号、平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員である川見久雄議員と、湯浅亮議長を除く15名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については15名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願ひます。

---

日程第4 認定第2号 平成13年度新得町水道事業会計決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第4、認定第2号、平成13年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員である川見久雄議員と、湯浅亮議長を除く15名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については15名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願ひます。

---

日程第5 報告第9号 専決処分の報告について

◎湯浅亮議長 日程第5、報告第9号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありますので、お手もとに配布したとおりであります。この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第9号については、これをもって質疑を終結いたします。

---

日程第6 議案第59号 町税条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第59号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。富田税務課長。

[ 富田秋彦税務課長 登壇 ]

◎富田秋彦税務課長 議案第59号、町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、提案理由であります。地方税法の一部を改正する法律が平成14年7月3日に、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成14年8月1日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容であります。法人税の連結納税制度の創設に伴いまして、法人税において連結納税の承認を受けた法人に対する町民税の算定方法など、所要の規定を整備するものでございます。

法人町民税については、地域における受益と負担等の関係から単体法人を納税単位とすることが適当であるため、法人税の連結所得金額及び連結税額の計算過程において、連結グループ内の各法人に配分される所得金額及び税額を基にして算定することになるものであります。つまり、単体法人を基礎とするために、法人町民税の税収面においては影響を受けるものではございません。

次に各項目の説明を申し上げます。

1の第19条の改正ほか地方税法等の一部改正に伴う引用条項の改正については、内容の変更がございませんので説明は省略をさせていただきます。それ以外の部分のみご説明を申し上げます。

2の第31条第2項の表の改正につきましては、法人税法第2条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額を追加するものでございます。

4の第48条につきましては、第6項の追加であります。連結親法人がやむを得ないと認められる一定の理由により申告期限の延長を受けていたものが、事業年度終了の翌日から2か月以内に災害等で期限内に申告ができなくなったと認められる場合には、申告及び納付について期限の延長がなかったものとして、期日を指定して延長することができるものとする、こういう規定でございます。この場合の取り扱いを条例第18条の2の規定、すなわち災害等による期限の延長の規定を適用することができるものとしてございます。

5の第50条第3項の規定につきましては、連結子法人の更正に係る理由が連結親法人の法人税の修正、更正、または決定を受けたことによるものである場合には、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する特例規定の追加であります。

6の第52条第2項の追加につきましては、法人税法による申告期限の延長の規定の適用を受けた場合の連結法人の町民税について、申告期限の延長の日数に応じて年7.3パーセントの割合の延滞金を加算するものでございます。

なお、条例本文の説明は省略をさせていただきます。

附則といたしまして、第1条では、この条例は、公布の日から施行し、平成14年8月1日から適用するものでございます。

第2条では経過措置を規定しておりまして、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人町民税の申告納付分から適用し、同日前に終了するものについては、なお従前の例によるものとしてございます。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[ 富田秋彦税務課長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第60号 老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第60号、老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小森住民生活課長。

[ 小森俊雄住民生活課長 登壇 ]

◎小森俊雄住民生活課長 議案第60号、老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

まず、これは「条例等」という言葉を使っておりますけれども、今回の改正によりまして、老人医療費の助成に関する条例、乳幼児医療費の助成に関する条例、もう一つは重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例、この3本が同じような内容で改正されておりますので、「条例等」というかたちで提案させていただきます。

まず、4枚目をめくっていただきたいと思いますが。

提案理由でございますけれども、健康保険法の一部改正と、これに伴いまして、北海道医療給付特別対策事業補助要綱の改正に準じまして、各条例を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましては、その裏に改正内容の説明がございますので、これに基づきましてご説明申し上げたいと思います。

医療費の負担割合の改正でございますけれども、外来医療につきましては1割、または2割になります。年収が単独世帯で450万円以上、夫婦2人世帯で年収637万円以上のかたにつきましては2割負担となります。個人ごとの限度額も改正になっておりまして、4万200円となりますが、一般のかたについては1割で限度額は1万2千円、住民税非課税の世帯のかたについては8千円となります。

次に入院にかかる医療費につきましてご説明申し上げますけれども、自己負担限度額が今度は4段階に分かれます。単独世帯の65万円以下につきましては1万5千円、267万円以下につきましては2万4千600円、268万円以上449万円以下につきましては4万200円となります。

また、一定以上所得、または単独世帯で450万円以上、夫婦2人で637万円以上のかたについては7万2千300円になります。医療費が36万1千500円を超えた場合につきましては、超えた分について1パーセント加算するということとなります。

また、過去12か月の間に自己負担限度額を超えた医療費の支給が4回以上あった場合に、4回目以降は4万200円となります。

以上、今度は条文のほうについてご説明申し上げます。

第2条第5項中のただし書きを削りまして、第4項の次に5項、6項を加えます。5項につきましては、訪問看護医療を受けた場合の医療費の算定でございますけれども、基本利用料と申しまして、訪問看護基本療養費、訪問看護管理費療養費、訪問看護ターミナルケア費の合計に改正後の負担割をかけて積算することを規定してございます。

次に6項につきましては、追加は入院時の食事療養費の額について、厚生大臣が定めた額にするということで規定してございます。

次に4条中は条文の整理でございます。第2項は外来において、定額でありますけれども、今までは定額でございましたけれども今後は定率のために、医療費を一度、自己負担全額を医療機関に払っていただきます。その後、個人の負担額以外は町に請求することを明文化したものでございます。

2条中の2の一部負担が、今後改正された2割負担及び追加及び入院時の定額支払い規定及び免除規定を条文化したものでございます。

乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正及び重度心身障害者・母子家庭の訪問看護医療費の助成に関する条例の一部改正は、国が定めた訪問看護費用に伴う基本料に定率をかけるということになっておりますので、この条文は同じ条文の改正でございますので省略させていただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、平成14年10月1日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

[小森俊雄住民生活課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第61号 生きがい通所施設設置条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第61号、生きがい通所施設設置条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。秋山保健福祉課長。

[秋山秀敏保健福祉課長 登壇]

◎秋山秀敏保健福祉課長 議案第61号、生きがい通所施設設置条例の制定についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきたいと思います。

下段の提案理由でございますが、生きがい通所施設の設置に伴い、本条例を制定しようとするものでございます。

条例本文に戻っていただきたいと思えます。

生きがい通所施設設置条例。第1条は、目的を規定いたしてありまして、高齢者の社会参加や生きがいの助長、介護予防の充実を図るため、生きがい通所施設（以下「通所施設」という。）を設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置でございます。（1）名称、生きがい通所施設。（2）位置、新得町屈足柏町2丁目でございます。

第3条は、使用範囲を規定いたしてあります。国の補助制度に基づきましてその使用範囲を規定いたしてあります。

第4条は、管理の委託でございます。

第5条は、運営の監督でございます。

第6条は、規則への委任でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成14年11月1日から施行するものでございます。

失礼いたしました。第2条の見出しの「名称」が「名所」になってございますので、申し訳ありませんが訂正をお願いいたしたいと思えます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

[ 秋山秀敏保健福祉課長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 2、3点お伺いをいたしますけれども、この位置ですけれども、柏町2丁目ですね、これ番地があると思うんですが、条例上これは2丁目でもいいのかどうか、1点目。

それから3条の高齢者と幼児または児童との世代間交流事業ということが使用範囲になってるんですが、この世代間交流事業の実際のかたちを、当初、私がお聞きしているのは児童館的なものをとということを知っているのですが、具体的に分かっておればお聞きをしたいと思えます。

それから管理の関係、第4条でございますけれども、委託をするということになってございますけれども、委託先は、差し支えなければお聞きをしたいと思えます。それから委託先は1か所になるのか2か所になるのか。また、再委託ということを知めるのかどうか。その辺が具体的に分かりましたらお聞きをいたしたいと。以上、よろしくお願い致します。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。1番目の番地があるのではないのでしょうかということでございますが、新得町屈足柏町2丁目1番地でございます。ここにつきましては、屈足の市街地の道路工事が予定されておりまして、文筆が予定されているものですから、ここにつきましては番地は省略いたしまして、2丁目ということで規定をいたしてあります。

第3条の(3)の高齢者と幼児または児童との世代間交流事業でございますけれども、児童との交流部分につきましては直接町のほうで行いまして、ここでいっております世代間交流事業というのは、例えば昔遊びとかクリスマス会とか手芸体験とか、そういう

高齢者と児童生徒との交流事業を予定いたしております。

第4条の委託先はどこでしょうかということですが、委託先は新得町社会福祉協議会を予定いたしております。再委託ということですが、町のほうであらかじめ予定しております再委託というのでしょうか、それにつきましては法令上差し支えないものと考えております。ただ、予定していない場合については、また別のことになろうかと思っております。

したがって、今回につきましては町があらかじめ再委託ということをご予定しておりますので、法令上は問題ないというふうに考えております。以上でございます。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 児童との交流、これは児童は恒常的というか、行って交流するかたちになるのかなと思っておりますけれども、その辺ですね。

それともう一つ、4条の再委託もあり得ることなんですが、例えば当初の委託先、社会福祉協議会と委託契約をやりまして、例えば委託料を払うとすると再委託先には直接委託料は回っていかない。1回社会福祉協議会に委託料が入ったものをあらためて再委託のほうに、資金の流れというか運営費的なものが流れることになるのかなと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。児童との交流事業ですけれども、基本としてはこの建物のほうに来ていただいて交流をするというようなことを考えております。

それから委託料につきましては、町のほうから社会福祉協議会のほうに委託料をお支払いをしまして、社会福祉協議会のほうから再委託の団体のほうにお金を支払うというようなかたちになろうかと思っております。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員

◎藤井友幸議員 その再委託の場合、例えば社会福祉協議会に一定額を入れますよね。一定額を入れたものが、つつつでそのまま再委託先にいくものか。若干、社会福祉協議会のほうでそれなりの経費を控除したものが再委託先にいくのか。その辺は細かく出ているのかどうか。

そういうことも6条の規則への委任とありますけれども、そういう細かいことも規則にある程度明文化しておかないと、今後いろいろなトラブルが発生した場合、非常に対応がしにくいかなと思っておりますので、その辺も十分、やはり規則で細かく取り決めたものがあつたほうがいいのかと思っておりますけれども、その辺お聞かせいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。委託料につきましては、社会福祉協議会のほうに委託料で支払った分をそのまま同額支出するというふうに考えております。

それから細かい決めなんですけれども、この委託につきましては私どものほうで、生きがい活動支援通所事業実施要綱というのを決めておりまして、これは平成12年に制定いたしておりますけれども、その実施要綱に基づいて事業を進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 1点お尋ねしたいわけですが、今まで学童保育的なものが結果的にこれを所管していたのは保育所関係でしたよね。それが今度福祉課のほうに、幼児ま

たは児童ということですから、そっちへ換わって、今までの保育関係でやってたところは結局なくなるわけですか。今度は福祉課のほうへ移ってしまうということですか。

◎湯浅亮議長 高橋児童保育課長。

◎高橋末治児童保育課長 歯切れの悪い答弁なんですけれども、児童館的な行動がこの新しい生きがい通所施設の中で行われると、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 条例の制定等のご質問をするわけではないんですけれども、名称で高齢者と幼児が交流する、この「生きがい通所施設」というのはどうも。看板を掲げるんです、でも、ピンとこないんですよ。どのぐらいネーミングについて考えられて、これがいいとなったのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。生きがい通所施設につきましては、条例上の名称ということでご理解をお願いいたしたいと思います。愛称につきましては「生きがい通所サービスふれあい」ということで、現在委託団体ともそういう名称でやりたいということで打ち合わせをいたしておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思います。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 ネーミングと愛称は個人差がありまして、私は長ったらしい愛称だなと。もうちょっと「ちゃん」とか「×ちゃん」とか、短く、みんなが呼べるような、「生きがい通所施設ふれあい」というのは、看板に書くにも字数が多すぎるんじゃないかなと思います。

これはそのようにご理解くださいというのですから、私は理解するつもりでありますけれども、こういう施設の愛称はもうちょっと短く、みんなが親しめる愛称にしていきたいと思います。これは要望ですから、答弁はいいりません。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 今まで屈足の議員さんが3人質問されまして、私は新得の議員ですが全町的にみてお話しをするわけで、うちの孫が2人ほど学童保育所に通っているということもありますので、全然無関心でいるというわけにはいかないわけですが。

昔から「二兎を追う者は一兎をも得ず」という言葉があります。老人のかたの生きがい、それから幼児の学童保育と。そういったものを両面併せてやっていくというように思うわけなんです。

たまに老人と幼児、これは前にも1回言ったことがあるかなと思いますけれども、たまに老人と幼児が一緒になって交流するということについては、お互いに意義を見いだすわけなんです。毎日のようにやってるうちにお年寄りが「うるさいぞ」という声も出てくるだろうし、子どもは「このおじさんに怒られたから、あそこはもう行きたくない」といったようなかたちになって、だんだん学童保育所に来る子どもが減ってくると。あるいは老人のかたが「あそこへ行ったら子どもがうるさいから行かないぞ」と。こういったようなかたちになるんじゃないのかなという心配を抱いておるわけです。

そういうわけで、この点について十分気を付けてやっていただきたいのと、こういうふう思うわけですが、お考えをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ。社会福祉協議会に委託をすると、更にその実際の実務的な委託先

はまた別にあるよとこういうことなんです、当然町が全額経費を負担して運営をしていくということであればいいわけなんです、あの場所を活用してお年寄りのために利用させてもらえないかといったようなかたちで、料金を払って使うといったようなことも可能なかどうか。そういうことを認めていただかないと、委託を受けた団体も大変ではないのかなというふうな気がする。これは身体障害者福祉館を運営していたかたちの中での体験を基にした質問です。以上です。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。子どもが騒いでうるさくて、お年寄りがそういう子どもにそのことを話しますと、学童保育の子どもが少なくなるのではないかなというふうなご心配でございますが、あそこの児童との交流部分と通所施設の部分とに、できるだけ音が響かないような戸を設けたいというふうなことで、そのようなことも考えておまして、そういった心配のないように、できるだけ運営をしていきたいなというふうにご考えておられます。

社協に委託ということで、料金を払って使用する場合のことなんですけれども、この施設につきましては会議等のできる施設がございませんので、近くに総合会館がございますので、そちらを利用していただきたいと考えております。もし、やむを得ない場合とか、災害等であろうかと思うんですけれども、そういう場合は委託団体とも相談をして対応できるのではないかなというふうにご考えておられます。以上でございます。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 再委託の関係なんですけれども、やはりお年寄りを相手にやる事業というものは、お年寄りの集まりやすいところということになってくるんですよね。総合会館を借りるのも結構なんです、まずあそこは料金が高いのと、階段があったりいろいろな行事と交錯をするよといったようなことで、なかなか難しい面がある。

私、今なぜこういう話をするかということ、補聴器の無料相談会というのがあるわけです。無料相談とはいいいながらも、補聴器が欲しいという人には売るわけですから、半分、収益事業みたいなかたちになると思うのですが、そういう人はあその場所がちょうど設定のいい場所で、使いやすい場所だと思ってるんですが、そういうところを老人向けの事業にお借りをしたいというときに、貸してもらえないような道というものもあっていいんじゃないかなというふうな思ってます。以上ですが、いかがですか。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。この施設につきましては、児童との交流部分とお年寄りの宅老所的なスペースの部分からなっておりますけれども、会議室等で使えるという部屋を備えていないということで、物品の販売とかそういうことはちょっと不可能かなというふうにご考えておられます。また、宅老的な事業でいろいろな品物とか、あるいはそこで展示即売等もやるものですから、現金を置いておいたりとか貴重品等もございまして、そういう物販というふうなことにしましてはお断りをしていきたいというふうにご考えておられます。

さきほど申しましたように、どうしてもやむを得なく使いたいというふうな場合につきましては、委託団体と相談のうえ、使用をしていただきたいなというふうにご考えておられます。

◎湯浅亮議長 11番、石本議員。

◎石本洋議員 福祉課長さんも、今のなごみで月に1回、確か補聴器の無料相談にお貸



しをしているんじゃないかなと思うんですが、その実態からみると、たくさんの品物を並べて「いらっしやい、いらっしやい」というものではないんです。1坪もいらないような場所に耳の遠いかた、あるいは補聴器を持っているかたの故障についての相談、そういったことをやるわけなんです。ですから、そんなに場所もいらないし特別な部屋もいらないわけなんです。

従来は元気の家を使っていたんです。ところが元気の家は遠いんです。やはりお年寄りのかたが大変だということで、今度の生きがいセンターはどうなのかなという考え方が出てくる。

それで、さきほど幼児と老人との関係で、二兎を追う者は一兎をも得ずという話をしたわけなんですけれども、なごみと関連的にみますと、なごみはデイサービスセンターをやるということで、最初はそれなりの施設を造ったわけなんですけれども、今は全然それはやってないわけです。ですからその投資が、今はどういうふうに使われているかよく分かりませんが、デイサービスには使われてないというふうに考えますので、やはり十分考えて対応をやっていただかないとだめだし、むしろ学童保育所は学童保育所なりに単独のものを造ってやるぐらいの親心があってほしいなという気持ちがあるわけです。以上です。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。委託を受ける団体といろいろ協議をしておりますが、貸し館的な業務につきましては、なかなか管理ができないのじゃないかというようなこともございまして、こういった物販とかそういった事業につきましては、今の体制の中ではちょっと無理かなというふうに考えております。そんなことでご理解をお願いしたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。13番、松尾議員。

◎松尾為男議員 4条の関係でちょっと教えてもらいたいんですが、私、地方自治法を素直に読んでるもんですから、この244条の2第3項ですね、条例を作るときには通知で出てると思いますけれども、3項の条例には、委託の条件、それから相手方など委託の基本的事項を規定すべきであるということと通知があるんですが、今までトムラの自然体験交流施設なども町長の指定するものということになっておりますけれども、これとの関連はどのように理解したらいいのか教えてください。

それから6条の規則への委任とありますが、開所後の曜日ですか、頻度とございますか、そういったものを規則で定めると思いますけれども、建設に当たって、開所は月から金というのを予定しておりますというのは聞いておりましたけれども、その場合に管理はさきほど社協と言いましたけれども、運営について再委託ということになるかと思っておりますけれども、その運営する側の通常の開所中の対応について、できあがっているのかどうか、それらを教えてください。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。第4条の地方自治法第244条の2第3項の規定の関係でございまして、町の施設につきましては児童との交流部分と宅老所的な使用の部分との二つに分かれておまして、児童との交流部分につきましては、町が直接管理をするということでございまして、町が管理する部分は、共有部分とかも町が直接管理をするということで考えております。

したがって、社協で利用する部分というのは、その中の一部分ということでござ

いまして、そういったことで地方自治法では細かい規定を定めるべきということもあっておりますけれども、一部分のそういう管理、委託というようなことで、この条例ではそういう部分は規定いたしておりません。

それから開所の曜日ですけれども、規則で定める予定をしております、休館日につきましては毎週日曜日と年末年始ということで休館日を規定する予定をいたしております。児童との交流部分につきましては、子どもが来ますので土曜日についてもいちおう開館の予定で進めております。以上でございます。

◎湯浅亮議長 13番、松尾議員。

◎松尾為男議員 さきほど言ったんだけれども、そういう開所の日は規則で定めるんだろけれども、それに対応する体制は確認されているんですかと聞いたの。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。管理運営の体制でございますが、町の社協のほうに委託をしまして、それは屈足地区の女性の団体、それからあいの里ふれあいといった団体のほうに運営をお願いするというようなことで考えております。その運営に当たりましては、生きがい活動支援通所事業の実施要綱というのがございまして、その中で細かい運営に当たってのものを規定しておりますので、それに基づきまして運営を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎湯浅亮議長 13番、松尾議員。

◎松尾為男議員 運営の細部にわたっては決めてあるけれども、それに対応する体制はできているんですかと最初から聞いているんだ。規則は分かる、規則は。

---

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。

(宣告 11時00分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き、再開いたします。

(宣告 11時17分)

---

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。運営体制でございますが、委託を受ける団体と十分これまで協議を進めてきておまして、現在のところ委託料の中で1人の常駐者、それから屈足の女性のかたのボランティアを交替で協力をして、きちんとした体制をとっていきたいというふうに考えております。

そんなことで、十分目的を果たせるように運営してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 6 1 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 6 2 号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第 9、議案第 6 2 号、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。小森住民生活課長。

[小森俊雄住民生活課長 登壇]

◎小森俊雄住民生活課長 議案第 6 2 号、国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

1 枚めくっていただきまして、提案理由についてご説明申し上げます。

国民健康保険法の改正に伴いまして、国民健康保険条例を改正するものであります。

改正内容については右側でご説明申し上げたいと思います。改正前は 0 歳以上 7 0 歳未満の負担金割合が 3 割でございますけれども、改正によりまして 4 区分になります。3 歳未満が 3 割から 2 割、1 割減になります。3 歳以上 7 0 歳未満が 3 割、現行どおりでございます。

老人健康保険の財政事情によりまして、7 5 歳未満が今度は老人保健法の対象から外れまして、7 0 歳から 7 4 歳までが国民健康保険法のほうに移ってまいります。7 0 歳から 7 4 歳までの負担金割合につきましては、さきほどご説明しましたけれども 1 割と 2 割に区分されます。一定以上の所得のかたは 2 割になりますが、一定所得者とは、さきほどご説明いたしました単身世帯で収入で 4 5 0 万円、夫婦 2 人世帯で 6 3 7 万円以上のかたが 2 割となります。本町で 2 割の対象者を現在の所得で積算しますと、2 0 名程度が対象になろうかと考えております。ただ、これに伴いまして、退職者被保険者も対象になります。

なお、この条例の改正には直接関係はありませんけれども、被扶養者が社会保険なり共済組合等の該当者であれば、高齢受給者に対しても国民健康保険制度から除かれることとなります。

附則といたしまして、この条例は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行するものであります。本文を省略させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[小森俊雄住民生活課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。3 番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 ちょっとお聞かせ願いたいと思います。改正前と改正後でございますけれども、新得町に当てはめて、通常、今病院に行っている人がたがいたら、これはどのぐらいの負担増というんですか、増えるか、減るか。これをお聞かせ願いたいと思います。

◎湯浅亮議長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 この制度の改正は、本年 1 0 月 1 日から改正になりまして、本年 1 0 月 1 日以降 7 0 歳にならないと対象になりません。ですから、今まで老健で対象になっているかたはずっと老健の対象になります。

◎湯浅亮議長 1 3 番、松尾議員。

◎松尾為男議員 これは国のほうで改正してきてこういうようになるんですが、町長の

ほうも持論といいますかご意見を持っていたようですが、市町村単位でこういった国民健康保険法を運営するというのは全体的に行き詰まっていると思いますと。したがって都道府県が運営主体になるのが当面妥当でないかということも私は聞いております。

したがって、国のほうも今、都道府県単位で運営するように素案といいますか、そういったふうな考えが出てきておりますけれども、それに対する現状と、いわば市町村の運営する理事者のほうでどのような考えを持っているか。感想も含めてお聞かせ願います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えをいたします。国民健康保険の運営というのは1町村、とりわけ小さい町村における収支のバランスが非常に厳しいという現実の問題がございます。

したがって私もかねてより、もっと広域化をしてトータルとして運営すべきが理想的という考え方を持っているわけでありますが、幸いにいたしまして今までの間、道の町村会、あるいは全国の町村会でもそうした動きとなりまして、国に働き掛けを行ってまいりました。

その結果として、特に本年に入ってから国のほうでもそうしたことが検討しているようでありまして、そのことが新聞報道等がなされているようであります。

したがって私は、やはり国保全体が都道府県が一つの単位としてこれが運営がなされていくということは、そういう収支のバランスがトータルとしてうまく果たせていけるのではないかというふうに期待をいたしております、よって今後もそうした成り行きを見守って行きたいと同時に、できることについては意見反映をしていきたいと思っております。

また、余分なことでありますけれども、介護保険につきましても、私はまったく同じようにそうした第2の国保になるのではないかということが、まさにスタートする以前から懸念されているわけでありまして、こうした問題も将来に向かっては広域的な運営管理ができるような、そういう方向を目指していくのが理想的だと考えております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第62号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第63号 平成14年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第10、議案第63号、平成14年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

◎鈴木政輝助役 議案第63号、平成14年度新得町一般会計補正予算、第4号につい

てご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,098万9千円を追加し、予算の総額を75億4,219万3千円とするものでございます。

6ページ、歳出のほうをお開きいただきたいと思います。

2款、総務費の一般管理費では、歳入補正に伴う財源の移動をしており、また、交通安全対策費では寄附がございましたので、庁用備品チャイルドシート購入を計上しております。

3款、民生費の福祉対策費では、生きがい通所施設、今回の補正予算では生きがいデイサービスセンターと明記をさせていただきました。この供用開始が11月中旬ごろの予定に伴って、需用費・役務費及び委託料をそれぞれ計上しているほか、10月から制度改正になります老人医療費受給者証の印刷製本費を計上しております。また、保険給付費の増額に伴い、国民健康保険事業特別会計への繰出金を増額をしております。

7ページ、介護サービス計画費では、介護保険事業費補助金が採択されましたので、人材研修用としてそれぞれ補正し、児童福祉費では佐幌保育所午睡室の暖房が故障しましたので修理不能となり、備品購入費を計上しております。

4款、衛生費の環境衛生費では、狩勝簡易水道の専用回線ケーブル修繕のために簡易水道事業特別会計へ繰出金を増額をしております。また、リサイクルセンター運営費では道補助金が決まりましたので、プラスチック圧縮機の購入費を計上しております。

7ページから8ページにかけての6款、農林水産業費の農業振興費では、地域農業プラン推進事業及び農業生産総合対策推進事業補助金、これは産地システム化推進対策、生産者・消費者・メーカーとの連携促進対策事業ですが、これが採択されたためにそれぞれ補正をしているほか、農産物試験展示ほに対する国庫委託金が確定したことに伴って、委託料を減額しております。

8ページから9ページにかけての林業費では、今月28日から本町において第4回の全国原生自然環境保全フォーラムが開催をされますが、実行委員会主催で行うことになったために、当初計上しておりました各科目の予算を減額し、19節、負担金補助及び交付金へ新たに計上しております。

また、適切な森林整備推進のために森林整備地域活動支援交付金及び推進事業補助金が採択をされましたので、それぞれ新たに計上しております。これはいわゆる森林交付金制度で、国と道で4分の3を負担し、残り4分の1を町が負担し、1ヘクタール当たり1万円で民有林の森林整備につながるための前段の整備活動を支援するものであり、5年間の事業であります。

7款、商工観光費では、例年どおり寄附がございましたので国民宿舎等整備基金積立金を計上しております。14年度末で2億4,660万円ほどになる見込みであります。

9ページから10ページにかけての8款、土木費の道路新設改良費では、本年度道道忠別清水線屈足市街地の用地取得業務事業が確定し、委託金が増額されましたのでそれぞれ予算を計上しております。

9款の消防費では、西十勝消防組合の決算に伴う繰越金等の整理に伴い、減額しております。

10款、教育費の町民大学費では、情報通信技術講習推進事業補助金が採択をされましたので、講師派遣並びにコンピューターソフトの借上料の予算を増額をしております。

4ページに戻りまして、歳入をお開き願いたいと思います。

12款、国庫支出金では、農産物試験展示ほの事業が確定いたしましたので、畑地かんがい実証ほ場調査業務委託金を減額をしており、13款、道支出金の民生費補助金では、屈足の生きがいデイサービスセンター運営に伴う介護予防生活支援事業補助金を増額をしているほか、介護保険事業補助金を新たに計上しております。

衛生費補助金では、プラスチック圧縮機整備に伴うリサイクル施設整備費補助金を新たに計上しております。

農林水産業費の補助金では、地域農業プラン推進事業及び農業生産総合対策事業補助金をそれぞれ新たに計上しているほか、森林整備事業推進のための森林整備地域活動支援交付金及び推進事業補助金をそれぞれ新たに計上をしております。

また教育費補助金では、IT講習会に伴う情報通信技術講習推進事業補助金を増額をしております。

委託金では、本年度の事業が確定し、道道忠別清水線用地取得業務委託金が増額をしたために補正をしております。

5ページの15款、寄附金では、交通安全対策用として社団法人帯広地方法人會新得會から、また、観光振興用として株式会社新得観光振興公社からそれぞれ寄附がございましたので補正をしております。

16款の繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のために、財政調整基金繰入金を増額をし、18款、諸収入では、屈足生きがいデイサービスセンターの運営に伴う徴収金を増額し、また雑入では、このセンターの利用負担金を新たに計上をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 3点ほどお伺いをいたしますけれども、まず6ページの民生費の中の11節、13節でございますが、需用費の24万7千円、新規ですね。それから委託料の77万2千円、これはさきほどの条例の審議にあった生きがい通所施設にかかわるものと思いますけれども、この通所施設の委託の部分と共有部分、それからもう一つ児童館的な部分と三つに分かれるのかと思いますけれども、この全体の割合、どういう割合になるのか。

それともう一つ、委託先のほうの委託を受ける側にすると、今いう光熱費、または委託に係る経費はたいへん重荷になるかと思っておりますけれども、その辺はどのように考えておられるかお聞きをいたしたいと思っております。

それから次に、林業費でございますが、9ページ、負担金補助及び交付金でございますけれども、森林整備地域活動支援交付金ということになっておりますが、私はこれは、森林組合を通じて交付されるものかと理解をしておるわけでございますけれども、今この事務整理はどの程度森林組合で行われているのか。それから森林所有者との意見調整がどの程度図られているのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、同じ9ページの商工費でございますけれども、国民宿舎整備積立金が2,000万円計上されておりますけれども、これは決算から、4月からですから5か月をちょうど過ぎたところかと思っております。それで2,000万円という数字は非常に大きな数字なんですけれども、5か月間でもって既に2,000万円が剰余金として出たのか。これは来年3月までのものかと思っておりますけれども、例えば3月までに剰余金もって出たら、

また補正をしていくのか。その辺をお聞きしたいと思います。以上です。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。全体の面積の割合がどうなのかということですが、この施設の全体の面積が277.02平方メートルということになっております。児童との交流部分、これにつきましては元気フロアと、あと図書室部分ということで約75平方メートル。それから委託団体に占有して使う部分というのがほしい42平方メートル。残りが共用部分ということで考えております。

したがって、児童との交流部分、それから共用部分につきましては町の負担ということで、残り42平方メートルの部分につきましては、それぞれ電気料、灯油代、ガス代を実費弁償的なかたちで収入に計上いたしております。以上でございます。

◎湯浅亮議長 浜田農林課長。

◎浜田正利農林課長 お答えいたします。本町の一般民有林、これは町有林も入れてなんですけれど、約1万ヘクタールありまして、今回この事業の対象になる、机の上での計算なんですけど、約2,700ヘクタールぐらいありました。この2,700ヘクタールの所有者、約850名ぐらいなんですけれども、このかたたちに交付金の制度をピーアールするものと、かつ、この交付金制度に、本人が制度を使って実施するかどうか等のアンケートを併せて行いまして、その結果、今集計ができていのが今回補正を提出いたしました約2,100ヘクタールであります。

今後、まだ見込みの問題なんですけれども、つめなければならない面積が300ヘクタールを超えるぐらいあるかなというふうに思っています。最終的にはもっと時間がかかるかなというのが、今の事務作業の進みぐあいであります。

あと、交付金の交付の問題なんですけれども、事業自体はあくまでも新得町であります。そのうえで、その後希望されるかたが今度は契約をすることになります。一つは新得町の契約、もう一つは希望すれば森林組合との契約と、この2本でこの制度が成り立っていくわけなんですけれども、組合と契約をするかたについては、組合を通して交付をされるというシステムになっております。以上です。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 国民宿舎の寄附金の関係なんですけれども、今回2,000万円積立に計上いたしました分は13年度の決算の分でございますので、14年度分につきましては、現在のところ入り込み等からいけば13年度並みの寄附ができるかなと思っておりますが、現在ここに計上した分については13年度分でございます。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 通所事業の関係ですけれども、45平米ですか、面積で。どのぐらいになるか分かりませんが、私は思うんですが、委託先の収益事業が一部あるにしても大変なのかなと思ってございます。金額にもよりますが、多少のことは光熱費と一部の運営費ぐらいは町が負担してもいいのかなという考えを持っているんですが、これは額にもよりますが、これ、収益事業が上がらなければ大変なことかと思うんですが、収益事業が実際に光熱費だとか運営費を一部賄えるぐらいの収益が上がるかどうか。これは委託先の努力もありますし、難しいことですが、できれば基本的な光熱費ぐらいは、せつかくそういう建物を町が建てたわけですから、なんていうかボランティア的なもので全部押しつけるというのはいかがなものかなという気もしているわけですが、その辺お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、森林整備事業でございますけれども、これはこの事業をやることによって森林組合がどの程度潤うといったらおかしいんですが、これ全面的に町に申し込んだ分と森林組合が直接申し込まれましたね。そうするとこの事業については、全面的に森林組合に回っていくということになるかと思えますけれども、それと同時に鹿追町の部分もあるわけです。そういうことを含めると、森林組合にどのぐらいの収益がもたらされるのか、分かりましたらお聞かせをいただきたいと思えます。以上よろしくお願ひします。

◎湯浅亮議長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。ボランティア団体の負担があまり重くならないようにというご意見でございますが、私どももそのように考えております。

その結果、委託団体が負担をする経費と申しますか、全体の需用費の15パーセント程度を見込んでおります。これにつきましてはさきほども申しましたが、やはり客観的に算定をするというようなことで面積割りで算出をさせていただきました。そんなことで、よろしくご理解をお願い申し上げます。

◎湯浅亮議長 浜田農林課長。

◎浜田正利農林課長 お答えいたします。まだこれは契約が済んでいませんので、正式ではないということでお話し申し上げますけれども、組合から聞いている中では、組合が手数料ということで10パーセントはいただきたいということで進んでいるそうです。あと残りの9割を本来の交付金制度の目的に従って山づくりを進めていくというふうに聞いております。

それから鹿追町ですけれども、これもまだ最終的な数字は出ていませんけれども、聞いている中では約500ヘクタールということで数字は何っております。以上です。

◎湯浅亮議長 2番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 最後ですけれども、支援事業の、今言った社協、それからもう一つは再委託の団体、町と十分な協議をなされていると思うんですけれども、実際にちらちら聞くのは、なんか話が一部つまっていないとか。その辺十分に委託料の問題については協議を十分に進めていかないと、後で言ったとか言わないとか、やるとかやらないとかという問題が発生するのかなと思えますので、十分にそれは協議を進めてやっていただきたいと思えます。答弁はいりません。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 国民宿舎に関してでございますけれども、過去は国民宿舎、経営が大変だった。ある年度からこのように毎年寄附をして積立をしていると。2億円以上にその額が上がっているということでございます。

この2,000万円、3,000万円のと きもあれば4,000万円のと きもあつたと思ひますけれども、毎年このように積立金を出すための目標というのか、そういうのを設定して、行政で国民宿舎に「儲けれ、儲けれ」ってこういうふうな言い方はされているのか。最低積立金目標金額というのを決められているのかをお答え願ひたいと思ひます。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 国民宿舎の運営についてなんですけれども、私どもは、少なくとも前年を下回るような営業ではまずいと、少なくとも何パーセントかは上回っていくような努力をしていただきたいというお話しをしておりまして、そういう中から職員が



たがその中で「昨年もこれだけ寄附したから、これだけ寄附するように頑張りたい」という、職員側でもそういう目標を立てて努力をしていただいております。

最近はお客さんも一時減った時ございましたけれども、最近では徐々に増えてきておりまして、現在私たちが言っておりますのは、とりあえずは平成11年度の売上げに到達するようにということでいつも申しているところであります。以上です。

◎湯浅亮議長 3番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 国民宿舎等がこのように積立金がすばらしい額で毎年上がってきますと。町には同じような施設がもう一つあるわけですね。ですから、片一方はハッパかけて片一方が「どうなんだ、どうなんだ」という圧力にもなりかねないかなと思っております。

ですから昔のことをいえば、本当にお荷物の国民宿舎がこのようにすばらしい積立金に変わってきたということはびっくりするんですけども、上がるにこしたことはないんですけど、あまり、今どこの宿舎等も経営難に陥っている時ですから、強力なハッパはなるべくかけないようにしておいたほうがいいのではないかなと思っております。いかがなものでしょう。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 お答えいたします。営業目標については、あまり強くということとはどうかということなんですが、いずれにしてもこの宿舎にしましても少なくともこれから5年ないし10年たってきますと、かなりの修繕費とリニューアル費用という、そういうものもかかってくると思いますので、こうやってお客さんが入っていただけるうちといったらおかしいんですけども、その間に蓄えをしておいて、また古くなった場合に新たにリニューアルをして、こういうお客さんの入りを維持していくという努力が、日々必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 8ページから9ページ、全国原生自然環境保全フォーラムということで、要するに国民の宝を新得町が持っている、新得町にあるということに結果的になると思うんですけど、今回林業費の中での予算ですので、直接結び付く質問はいかがかなとは思いますが質問させていただきたいと思っておりますけれども。

せっかく新得町で、全国何か所がある中での回り番でのフォーラムが、今回新得町に来たということで、今後十分これは一つの宣伝効果を得ることになるのではないかなと思って期待はしているんですけども、これ本体は本当の手つかずのなかなか入り込めない、あるいは入り込むことが禁止されている地域ということもあって、宝という言葉だけが一人歩きするようなかたちになると思うんですけども、今後、観光も含めて、新得町のまちづくりにどのような効果をもたらしていけるのか、いこうと考えているのか。その辺のお考えを聞かせていただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 浜田農林課長。

◎浜田正利農林課長 せっかくの機会ですから、保全地域も若干ピーアールさせていただきたいんですけども、全国には議員が言ったように5か所地域指定をされております。それを取り巻く6か所の自治体が回り番式に開催をしております。

その中で一番最初は静岡県の本川根というところだったんですけども、新得町は4回目と。あと道内には知床半島のほうに斜里と羅臼が、それぞれ周りをかためたようなかたちで保全地域があります。

それで、このピーアールという意味ですけれども、町民の中になかなかこの保全地域を知らないかたも現実にはいらっしゃるというお話を聞きまして、今回は現地に行って実際見て、触れてもらうというのが1点と。そのうえで2日目にいわゆるフォーラムということで、いろいろなお話しをできる場にしたいというのが今回の流れであります。

そのうえで今後の問題については、きっとこのフォーラムの中でいろいろなお話しがされるのではないかなというふうに期待をしております。

その結果を受けまして、町がうんぬんというよりもそういうフォーラムに参加されたかたの意見を十分聞きながら、どうするかという方向性が一つ出てくるかなというふうに思っておりますので。

ただ、現実にあの場所をどうこうするというような場所ではないのが事実なものですから、あの地域を取り巻く東大雪のトータルのそういうピーアールということを含めて、もっともっと違った地域資源としての有効利用が出てくるかなというふうに思っておりますので、その時にまた、町の考え方ということでお話しできるかなと思っております。以上です。

◎湯浅亮議長 7番、菊地議員。

◎菊地康雄議員 さきほど吉川議員からも、国民宿舎の今回積立金ということで出てました。少しずつでも多くなればという意味も含めての質問だったと思うんですけれども、ぜひ普段は足を踏み入れることのできない地域でもあるけれども、実際には存在しているということは間違いありませんので、その辺の、ピーアールしていいものなのかどうなのか難しい部分あるかもしれませんが、国民宿舎での対応というものをもう少し見直して、その周辺地域でも十勝川源流部の似たようなものが体験できるようなものに関連する方法が、国民宿舎の中でも、普段行ったお客様がそういうことがあると、近くにあるんだということを常に判断できるような充実化というんでしょうか、観光というのにはちょっとかけ離れるかもしれませんが、十分にそれを生かしていけるような対応というものが必要ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎湯浅亮議長 西浦商工観光課長。

◎西浦茂商工観光課長 国民宿舎と原生林という、そういうものを組み合わせた観光ピーアールをしていったらというお話ですが、確かに国民宿舎には山というんですか、トムラウシ山を全体とした模型図というのか、そういうものが置いてありますけれども、そういう写真だとかというような、目で現地そのものを見て「すごい所だ」というような判断できるような、そういう写真といいますかピーアールするものもありませんけれども、そういうものも飾ることによって、またお客さんが、山の好きなかたがたが来られるというようなPR効果にもつながるのかなというふうな気がしますので、その辺も十分検討させていただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。13時までといたします。

(宣告 11時57分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開をいたします。

(宣告 13時00分)

---

日程第11 議案第64号 平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計  
補正予算

◎湯浅亮議長 日程第11、議案第64号、平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第64号、平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ582万9千円を追加し、予算の総額を7億6,116万5千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。1款の総務費一般管理費では、歳入補正に伴う財源移動及びレセプト収納キャビネット不足のために1台購入予算を計上しております。

2款、保険給付費では、歳入の補正に伴う財源移動をしており、また、退職被保険者等の高額療養費では、高額療養費の実績により増額をしております。

5ページから6ページにかけての6款、保険給付費では、これも歳入補正に伴う財源移動のほかに、財政調整交付金を財源に医療費通知用パンフレットの印刷製本費を増額しております。

8款の諸支出金では、過年度分の療養給付費交付金の精算に伴いまして、交付金の返還が生じたので予算の計上をしております。

4ページ、歳入に戻りまして、2款の国庫支出金では、国民健康保険医療費適正化特別対策事業に伴い、財政調整交付金が増額になりましたので、その分を補正しております。

8款の繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のために、その他一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第65号 平成14年度新得町簡易水道事業特別会計補正  
予算

◎湯浅亮議長 日程第12、議案第65号、平成14年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第65号、平成14年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ158万6千円を追加し、予算の総額を3,953万8千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費の一般管理費では、狩勝簡易水道専用回線のケーブルの修繕を行うために、予算の増額を行っております。

4ページの歳入でございしますが、2款の繰入金では、今回の補正に伴う財源調整のために一般会計繰入金を増額をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第65号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 意見案第6号 道路整備に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第13、意見案第6号、道路整備に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第6号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第14 意見案第7号 地方税源の充実確保に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第14、意見案第7号、地方税源の充実確保に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第15 意見案第8号 畑作政策の確立及び15年産畑作物価格等に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第15、意見案第8号、畑作政策の確立及び15年産畑作物価格等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第8号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

---

休会の議決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月13日から9月20日までの7日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、9月13日から9月20日までの7日間、休会することに決しました。

◎湯浅亮議長 ご訂正を願います。9月13日から9月19日までの7日間、休会することに決しました。

---

散会の宣告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 13時08分)

# 第 2 日

平成14年第3回新得町議会定例会（第2号）

平成14年9月20日（金曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	意見案第9号	「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一般質問

意見案第9号

「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書

出席議員（17人）

1 番	川 見 久 雄	議 員	2 番	藤 井 友 幸	議 員
3 番	吉 川 幸 一	議 員	4 番	千 葉 正 博	議 員
5 番	宗 像 一	議 員	6 番	松 本 諫 男	議 員
7 番	菊 地 康 雄	議 員	8 番	斎 藤 芳 幸	議 員
9 番	廣 山 麗 子	議 員	10 番	金 澤 学	議 員
11 番	石 本 洋	議 員	12 番	古 川 盛	議 員
13 番	松 尾 為 男	議 員	15 番	黒 澤 誠	議 員
16 番	高 橋 欽 造	議 員	17 番	武 田 武 孝	議 員
18 番	湯 浅 亮	議 員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
教育委員会委員	長	小	笠	原	一
監査委員		吉	岡		正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴	木	政	輝
総務課	長	畑	中	栄	和
企画調整課	長	長	尾		正
税務課	長	富	田	秋	彦
住民生活課	長	小	森	俊	雄
保健福祉課	長	小	山	秀	敏
施設課	長	村	中	隆	雄
農林課	長	浜	田	正	利
商工観光課	長	西	浦		茂
児童保育課	長	高	橋	末	治
老人ホーム所	長	高	松	敏	昭
屈足支所	長	田	中	透	嗣
庶務係	長	鈴	木	貞	行
財政係	長	武	田	芳	秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博			
学	校	教	育	課	長	高	橋	昭	吾
社	会	教	育	課	長	齊	藤	正	明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加	藤	健	治
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	渡	辺		美	恵
書			記	田	中		光	雄



---

## 開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

---

## 諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

## 日程第1 一般質問

◎湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

---

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

[千葉正博議員 登壇]

◎千葉正博議員

### 1. 新たなる農業振興策について

しばらくぶりの登板であります。そうしたことで、今日は町長に快い、そして前進的な考え方を特にお願ひ申し上げる所でございます。そうしたことから、新たなる農業振興策について町長の考え方をお伺ひいたします。

今、日本経済は、景気の低迷と深く暗いトンネルに入ったまま厳しい経済状況が続いております。

そうした状況の中で、今農業へと雇用の目が向けられています。本町の基幹産業であります農業も、国営事業・道営事業等を取り入れ大きく様変わりました。ほ場も整備され、湿地帯も大きく改良されました。その結果、生乳生産をはじめ農業生産も順調に伸びております。このことは農家個々の努力はもちろんのこと、町の振興策や国営・道営事業等を取り入れた各種事業効果は多大なものがあったと考えられます。

国営事業・道営事業が完了した現在、新規事業へと大きく期待されているところであります。安定的生産性向上に向かって新たなる農業振興策について、町長の考え方をお伺ひいたします。

[千葉正博議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えいたします。

本町の基幹産業の一つは農業であるという視点で、これまでの間、農業基盤整備を含め各種奨励補助等の農業全般につきまして予算措置をしてきたところであります。

先日審査をいただきました平成13年度決算のうち、一般会計決算額で支出総額約81億円に対しまして、農業費につきましては約6億7,000万円で、8.3パーセントを占めております。

また、本年度の現行予算は約75億円、うち農業費は約10億円で13.3パーセントとなっております。このほかに国や道の農業関係の費用を含めると相当の額に上ると考えております。

若干、質問の主旨とずれますが、これまでの行政としての支援と農協及び農業者自身の日夜の営農努力が、近年数字に表れてきていると考えております。

公表されている数字をもとに十勝管内の状況と比較いたしますと、一つは、生乳生産の伸びであります。平成12年と10年前の平成3年を比較いたしますと63パーセントの伸びを示しております、これは管内の伸び率23パーセントを大きく上回っております。ここ5年間におきまして、管内の伸び率8パーセントに対しまして、本町は49パーセントの伸び率となっております。これは管内では1番の伸び率であります。

これに伴いまして、農業粗生産額も平成3年と比較いたしますと、管内平均の伸び率が4パーセントに対しまして本町は30パーセントの伸び率となっております、これも管内1番の伸び率であります。

また、1戸当たりの農業所得は、平成3年は570万円で管内18位でありましたが、平成12年では鹿追町、大樹町に次ぐ7番目で1,300万円となっております。

農業専従者1人当たりに至っては、平成3年は260万円で管内17位でありましたが、平成12年では中札内村に次いで2番目で610万円となっております。

本題に戻りまして今後の問題ですが、基盤整備につきましては、ほ場の整備を基本に据えまして、国営や道営事業を進めていきたいと考えているところであります。また、そのほかの事業につきましても、国や道の補助採択事業を優先し、かつ事業効果を見極めながら実施していきたいと考えております。

これらを踏まえまして、今後も生産性の向上と安定した農業経営が継続できるよう配慮をしていきたいと考えています。

なお、千葉議員もご承知のとおり、財政問題が今日の大きな課題となっております。国・道をはじめ、町及び受益者負担についても考慮に入れながら、今後の経済状況を見極め、事業の選択をする必要があるかと考えております。

また、担い手対策におきましても鋭意努力をしていきたいと考えております。

先般、農民運動会が開催されまして、同席いたしました。参加されているかたがたの顔ぶれを見ますと、たいへんお若い方をたくさんお見受けいたしました。同様に、これまで開催されました畜産関係の集まりなどにおいても、普段顔を見たことのないかたを多くお見受けいたしております。感覚の問題かもしれませんが、農村に今までにない若い力が集まってきている印象を持っているところであります。

こうしたことは、生産性の向上にも結びつき、地域の活性化のためにも、これらのかたがたに大きな期待をしていきたいと考えているところであります。

[ 齊藤敏雄町長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 4番、千葉議員。

◎千葉正博議員 ただいま町長のほうから農業の実態等について、るるお話しがあったわけですが、今日は質問者が3名ということで、若干私も話をさせていただきたいなど、このように考えております。

今年は春先の異常天候と風害、そして霜の害にやられ、農作業に大きなダメージを与えたわけです。そうした状況の中からも、新得町の小麦の生産、10.6俵といわれております。そうした中で生産歩留まりを90パーセントに上げようということで鋭意努

力しているようであります。また、ビートの生産におかれましても、5.5トン以上、そして糖分が17.5以上になるであろうと、このようにいわれております。

今、農業所得ということで、るるお話しがありましたように、非常に新得町の生産が伸びていると。そして、所得率では、西部3町の中では新得町が1人当たりの所得率が1番高いとこのようにいわれております。

今、話がありましたように、そうした本町の農業の実態かどうかは定かではありませんけれども、企業に勤めていた人がた、そういった人がたがやはり農業を見直して、数名のかたが本町に帰ってきて農業に励んでいると。ここ2、3年前までは、後継者不足が心配されておりましたけれども、今見てみると、そういった問題もほぼ解決に向かっていくのではなかろうかと、このようにも考えております。

そうした若者たちが、今年から始まった農業受委託システム、サポートセンターというものが今年、町・農協・生産者それぞれの立場の中で結成され、当初どれだけの作業が出るかということてたいへん心配されたわけなんですけれども、新得町の畑作面積1,800ヘクタール、そうした状況の中から現在受委託システムの中では、700ヘクタールの作業を進めていると。初め見込んでいた以上の大幅に作業効率が上がっております。

このことは、何を意味するかということは、やはりそれぞれ後継者が帰ってきた余剰労働力、余剰労働力をほかに行って働くと。そのことによって、ほかではその労働力を確保することによって、適期作業が進められていくということで、お互いに非常に効率的な作業というものが進められているのではなかろうかなと思っております。

いずれにいたしましても、そういった若者が農業に戻っていき、そして新得町の農業生産がここ数年順調に伸びてると。こういったときこそ、やはりさきほど財政問題厳しい折は十二分認識しておりますけれども、なんといたっても新得町の基幹産業を伸ばしていくんだといううえにおいては、やはり政策的にも重要ではなかろうかなと、このように考えておりますので、今後とも町長の特段なる振興策を特に期待して質問を終わらせていただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 ただいま千葉議員からの再質問の中で、本町の農業全体が非常にいい状態になってきているというご質問でありまして、さきほどもお話し申し上げましたように、農業に関連する、ほんとうに若い担い手のかたがたが、正確に私、人数はまだ押さえてはおりませんけれども、恐らく四、五十人近いかたが町内のいろいろな農家に入って、中には将来新規就農を目指す人もおりますし、あるいは大型の牧場に雇用されるかたがただとか、そうした若い力が非常に入ってきているということは、非常に将来を考えた場合に心強い存在であると。そうした人たちが少しでも農業にかかわって、将来地元に着定していただけるようなそういう政策の誘導というようなことも必要かなと考えております。

特に、最近の農業全体を見てみますと、経営規模が非常に拡大してきております。反面、労働力が不足してきている状態であります。したがって、適期にその作業を行うためにも、ただいまお話しがありましたコントラクターというんでしょうか、そうした営農をサポートするようなシステムと、このことも私は非常に大事なことだと考えております。ただ、その際には、農業機械、トラクターをはじめとして、農業機械は全体を通して見ますと、実際には過剰気味で入ってきているのではないかと。そうした中で、新

規投資というものを避けて、現有の機械の中で、やはり地域的に作業の効率がスムーズに進むようなサポートセンターといたしましうか、コントラクターのシステムを構築していくことが大事ではないかと、そんなふうと考えております。

今の千葉議員のご質問の中では、具体的にになにかをとということではなかったと考えておりますので、総括的にお答えをしながら、これからも必要な農業振興の施策というのは、予算も勘案しながら地道に進めていく必要があるのではないかと、そんなふうと考えております。

---

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

[宗像一議員 登壇]

◎宗像一議員

1. 屈足宅地分譲地造成について

私は、次の屈足宅地分譲地造成についてを質問させていただきます。

本年7月末の新得町の人口は、7,550人。新得5,512名、屈足2,038名。世帯数は、3,423戸であります。5年前の平成9年7月末と、その動向を比較したところ、人口が7,605人。対比で0.99パーセントの減少。世帯数は3,260戸、対比で1.05パーセントの増加であります。変わりなく推移されていることに、感動したのでございます。

特に屈足は、新得営林署の統廃合、木材関連業者の撤退、また、リストラの進む中で、たいへん心配されましたが、人口、また、世帯数も12年度より増加であります。これも本町の特性を生かした人口定住促進対策の英断なる取り組み、また、屈足わかふじ園、道立畜産試験場の誘致などによる大きな発展であろうと、町理事者をはじめ、職員の絶えまぬ努力に厚く敬意を表するしだいでございます。

本題になりますが、屈足のさわやか団地の商業地も建設開業されました。また、それぞれ住宅の建設も随時進められておりますが、現在残っている分譲地の状況はどのようになっているか。また、次の屈足宅地分譲地造成の進めをどのようにお考えかお尋ねしたいと思います。よろしくどうぞ、お願いいたします。

[宗像一議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 屈足地区の宅地分譲につきましては、屈足地域の活性化、また、定住促進等人口増加を図るために、平成11年度に33区画、平成12年度に27区画の合わせて60区画の一般宅地分譲を、さわやか団地として実施をしたところであります。

坪当たり5千円台と格安で魅力的な単価でありまして、販売と同時に大きな反響をいただき、住宅建設も現在半数の30戸になっております。なお、現在、分譲地は全区画が完売となりまして、残り区画はない状態であります。

今後の宅地造成の考え方ですが、現在町に対しての問い合わせの照会などはない状況であります。

したがって、いつの時期に、どの程度の戸数が適当なのかなど、需要を見極めながら検討していきたいと考えているところであります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 今のご答弁によりますと、非常に完売されて宅地がない中で、非常に消極的に、慎重にかかられているのかなと、そういうふうに思われたわけですが、話を聞きますと販売されたものが何個かキャンセルになったと。しかし、それらが随時売れていってると。そういう中で完売になっているということは、宅地があれば、必ずそういう問い合わせやなにかはあると思うんですよ。それが、問い合わせがないからというようなことも答弁の中にはあったと思うわけですが。

そういう状態の中から、見極めながら進めていきたいという消極的な答弁だったろうと思うんですが、屈足も今、街路整備事業が進められております中で、該当者がその地を離れ、空き地になるのではないかという心配もあるかと思います。しかし、事業の完成までは、やはり何年かの歳月がかかるわけです。また、今いろいろと進められている中で、その該当者のかたがその地を離れるというかたちは聞いていないわけです。建て替えをする、また、改築をしていくというようなことで、それぞれ進められているような感じも受けるわけです。また、私もそういうふうには聞いているわけです。

そういったことを考えるときに、やはり宅地というものは、屈足に置いておかなければ、屈足のほんとうの振興策、これからの状態はどうなっていくのかなという心配が私は持つわけですが。

今、さわやか団地から、帯広、音更、また、近隣の町村へとそれぞれ通勤圏を持ちながら住んでいるかたも結構いるわけですが、その人たちの話を聞いてみましても、非常に住みやすいところで静かなところと喜ばれているわけですね。

さきほどから申しますように、これからの屈足の振興策を考えるならば、やはり宅地が完売されてないという状態じゃなくして、やはりいくつかは、そういうものを用意しておく必要があるんじゃないかと、強く声を大にしたいと思うわけですが。

新得にも栄町団地もありますが、非常に聞いてみますと、やはり見に行っても、国道が近すぎて非常に場所の面、また、価格の面でも屈足は静かで、非常に安く住みやすいところだということで、うけるわけですね。

私どもも、いろいろと分譲地があとどうなっているということも聞くわけですが、完売になれば、随時その進めはして下さると思いますよということで話しているんですけども、現在、屈足にとりあえず分譲地がないということです。早急に進めることが、やはり必要と思われませんが、再度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 屈足地域の宅地の分譲につきましては、非常にほかに例を見ないほど順調なかたちで分譲地が売れていったと、これは非常にありがたいことだと考えておりますし、また、住宅の建築そのものも、非常に速いスピードで進んでおります。

ただいま答弁いたしましたように、さわやか団地、いちおう完売の状態でありまして、今後、全町的にそういう分譲地の対策をどうしようかというのは、私どもも町にとって大きな課題だと考えております。

屈足地域のあの宅地が、坪5千円台で売り出すことができた。これは一つは、国の補助事業に乗ったということと、もう一つは有利な起債がついてきたという好条件が整ったわけでありまして、併せて、土地の原価が非常に安かったと、そういうもろもろの好条件がああいうかたちで分譲できたかと考えているところであります。

それやこれやも含めて、また屈足地域に造るのか、あるいは新得地域にもそういう格安の分譲地というものが必要ではないかという議論も実はあるわけでありまして、それ

らも含めて、全町的にどういうふうに調整を図って将来の宅地政策を考えていったらいいかということをも十分検討してみたいと考えております。

お話しございますように、道道の再整備が行われていくということに伴って、屈足地域にもかなりの空き地も目立ってきているような気もいたします。全部がそういう行政がやることだけではなくて、そういう民間の宅地もある程度動いていくような、そんなようなことも考えていく必要があるのではないかと、そのようにも考えております。

したがって、今、宗像議員のせっかくの質問であります、引き続いて今具体的に計画は持っておられないわけでありまして、全町的な宅地政策の中で、屈足の対策をどう進めていくかというふうなことで、今後の課題といたしているところであります。

◎湯浅亮議長 5番、宗像議員。

◎宗像一議員 いろいろと今出された分譲地が非常に格安だったということは、私も非常にあれしておりますが、これからやっていくのに、果たしてそういう値段で出るかどうかということは、それは疑問だと思っております。

しかし、なんととっても、屈足は今のところ土地が非常に安いわけですね。平坦で非常にそういった適地がいろいろとたくさんあるわけでございます。そういった中で、今の答弁を聞きますと、新得全体を見ながらやっていくというようなかたちをおっしゃられますけれども、さきほども言いましたように、屈足は全くないんですよ。ということは、さきほどの答弁を聞くと、屈足がないから新得のほうの土地を買ってもらってやっていくというようなかたちで進めようとしておられるのかなと、そういうふうに思われるのですが、果たしてそれでいいんでしょうか。

やはり、屈足は、ああいう分譲地が、それは格安ではありましたが、ああいう分譲地を造成することによって、さきほども言ったように人口の増につながり、ほんとうに活気のある町になり、また、そういったところからフードセンターだって、店舗をここに置くというかたちの一つには挙げられるのではないかなと思うんです。

そういったようなことで、あまり今の状態を見ると、どうも屈足をなめられているような感じがしてならないわけですが、なんとか屈足に、少なくとも10戸やそこらの分譲地というものを用意しておく必要は絶対にあると思うんですよ。そこら辺で、もう一度なんとか考え直しをしていただくようなことで、再度の屈足の分譲地をひとつ検討していただきたいと、かように思いますが、ひとつその点をよろしくお願いしたいと思っております。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 宗像議員の質問、ごもっともだと考えております。しかし、屈足にも、非常に短期間の間に、療護施設ですとか、分譲地も2次にわたってやってきた、あるいは今は道道の再整備と。そして近く、今お話しありましたスーパーも新築が着工されると。それに伴っての町としての駐車場、道路含めた再整備というふうな事業が進んでいくことになっておりまして、やはり私も、町全体の発展をどう図っていくことを主眼に備えながら、そしてそれぞれの個別の地域の具体的な問題について対応していくべきだと考えております。

屈足地域のあの宅地、2次のかけた費用というのは総額で3億円を実は用意しております。

よって、一つ造成いたしますと、相当な金額になるということも含めて、地域にそういうご要望があるということをも、私十分認識いたしておりますので、諸般の条件が見え

てくれば、あるいは整ってきたら、それはその時点で考えていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、屈足地域の振興も大事な問題だと思っておりますから、これからもそうした意味では、その振興のために最善の努力をしていきたいと思っております。

今、全体的な状況を申し上げますと、消防庁舎にも手を付けていかなければならない、あるいは水問題があって、これも多額の費用を要するわけですがけれども、道営の事業を入れて水問題も解決していかなければならない。あるいは、新内の公共牧場も今再整備の途中でありまして、それにもまだ費用を要するというもろもろの問題も抱えておりますから、そうしたことを考えながら次に打つ手はなにかということこれから真剣に考えていきたいというふうに思っております。

---

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

[高橋欽造議員 登壇]

◎高橋欽造議員

### 1. 観光事業振興について

私は、観光事業振興について質問をさせていただきます。

新得町は多くの観光資源に恵まれております。この豊かな資源を活用して、不況に強い産業として育てていくことが、地域経済活性化のけん引役を担うものと考えていると、町長は執行方針の中で申しておられます。

幸いにして、昨年10月、道内観光事業大手、加森観光株式会社がサホロリゾートの運営を継続されたところであります。また、町としても年5,000万円の補助を10年間出すことにより共同歩調をとっているところであります。そこで、次の点についてお伺いをいたします

一つ、平成14年、本年のサホロ観光地の客の入り込み状況について。推定状況で結構でございますのでお知らせをいただきたいと思えます。

二つ目、議会も、また、理事者側も2回ほど現地を見せていただきましたけれども、北斜面スキー場コースの増設はどのように進んでいるのか。

3番目、北斜面の環境アセスメントの進行状況は終わっていると聞いておりますが、その進行状況についてもお知らせいただきたいと思えます。

最後に、今後このサホロリゾート地の発展のために、北斜面開発を町としてどのように対応していくのか。

以上の点について、町長のご所見をお伺いいたしたいと存じます。よろしく願いいたします。

[高橋欽造議員 降壇]

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 お答えをいたします。

サホロリゾートを運営しておりました株式会社サホロリゾートほか2社は、道内大手の観光業者加森観光株式会社の全面支援のもとに、昨年7月、民事再生法の適用申請が行われ、再生計画認可が決定されて以来1年が経過したところであります。

この間、株式会社サホロリゾート、狩勝高原開発株式会社、株式会社鎌倉西洋は、本年4月に株式会社サホロマネージメントを含めた4社の合併及び資本金の整理を行いま

して、新生株式会社サホロリゾートが事業を継承したところであります。

更に、本年8月には、本社の所在地を新得町に移転をいたしまして、名実ともに地場企業となりまして、地域に密着した事業が展開されるものと期待いたしているところであります。

昨年に加森観光株式会社の支援以降、ゲレンデの整備、ロッジ及びサホロリゾートホテルやクラブメッド施設の内外部の改修、あるいはパークゴルフ場を新設するなど集客に積極的に努力をいたしております。

特にクラブメッドにおきましては、町民向けの格安のディナー企画や、町内各種イベントにGOや売店の出店など、地域住民との交流や積極的な営業活動が行われております。

さて、ご質問にありました第1点目のサホロリゾートの利用状況につきましては、昨年同時期で対比いたしますと、サホロリゾートホテルでは、修学旅行あるいは東南アジアの利用増加などによりまして10パーセント以上の伸びを示しており、過去最高の入り込みになる見込みと伺っております。

また、クラブメッドの施設におきましても、道内観光客や家族連れの増加によりまして10パーセント程度の伸び。また、ゴルフ場におきましても増加傾向にあると伺っております。

これから先の秋から冬にかけての入り込みが心配されるわけではありますが、今のところ順調に予約が入ってきていると伺っております。このまま好調に運営されることを期待しているところであります。

次にサホロリゾートスキー場の増設、北斜面の開発につきましては、この間、関係官庁である道及び林野庁帯広分局、十勝西部森林管理署東大雪支署と協議を進めてきたところであります。

環境アセスメントにつきましては、今回計画されておりますスキー場増設は、平成4年環境アセスを行った計画内事業となっていることから、事業内容の変更手続きが必要とされますが、あらためて環境アセスをする必要はないと指導されているようであります。

ただ、平成4年の環境アセスにおきまして、審査意見あるいは事業者として約束した事項といたしまして、一つはナキウサギの生息影響調査、二つ目は植物関係の詳細調査、三つ目は自然景観対策などが課題としてありますので、今後取り進めるに当たっては十分な調査やその対応が必要とされているところであります。

一方、今回の増設地は国有林野外スポーツ林に指定された区域であり、国有林貸付手続きが必要となってまいります。この間、帯広分局あるいは東大雪支署と事業者において必要な手続きについて協議をしているところでありますが、具体的に必要な書類や調査項目の整理に時間を要していると伺っております。

町としましても、帯広分局に対しまして、必要な手続きができるよう要請しているところであります。

次に、今後の対応につきましては、サホロリゾートは本町観光の中核的施設でありまして、町内経済や雇用の面など、たいへん大きな役割を担っております。そうした中で、スキー場増設はスキー期間の拡大や雪質のアップなど、サホロリゾートの魅力をよりいっそう高める要素がありますので、町といたしましても、必要な手続きが早い時期に取り進められるよう努力してまいりたいと考えております。



一方、スキー場の増設は町民の大きな関心事でもありますし、自然景観や環境を大きく損なうことにもなりかねません。事業の取り進めに当たっては、地域住民の意見や理解のもとに取り進められることが重要でありますし、事業者と地域住民が一体となって取り進められることを願っているところであります。

今後とも、関係官庁の許認可をはじめ、町として協力できることについては積極的に取り進めていきたいと考えているところであります。

[ 齊藤敏雄町長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

◎高橋欽造議員 サホロリゾートの客の入り込み状況が、前年対比しますと10パーセント増と。また、それを上回るんじゃないかという、たいへんいい状況であるなど。ほかの観光地からみると、ほんとうにうらやましがられるようなリゾート地になったのかなと。このように今、町長のお話を聞いて感じたところでございます。

そこで、さきほど申し上げました北斜面の件でございますけれども、なかなか町長のお話を聞いてますと、そう簡単なものでないのかな、いろいろな手続きをとっていかなくちゃいけない、しかも環境アセスメントはいちおうは終わっているけれども、北斜面についてはまた新たな、というような認識を持っていかなくちゃいけないのかなとこう思いました。

同時に、地域住民とのコンセンサスも必要、いろいろ協議もされているということでございますが、かつて私は、サホロリゾートの関係者と年何回くらいそういう協議をされているんですかとお伺いしたことがございます。私はやはり、あれだけ大きな事業でございますから、町と事業者との関係というのは絶えずコミュニケーションがとられていなければならないのではないのかなと。しかも貴重なお金を補助しているわけですから、当然あるべき姿ではないのかなと思ってございますけれども、その点について再度お伺いしたいと思えます。

それから、しかしナキウサギの関係なんていわれると、これまた、ナキウサギを探するのに大変でないのかなという話もありますし。あとは、スキー場を開発するには自然の今までとは違った開発も必要なことは認識しなきゃならないこととございますけれども、そういった面を早く調査するなりしていかなければ、5年、10年たってもこの大事な北斜面のスキー場増設は不可能なのかなと危ぐする点もないわけとございます。

さきほど町長のお話にありましたように、雪の質。なんていうんでしょうか、パウダースノーとかなんとかって聞きましたけれども、私はよく分からないんですけども、さらさら雪のピカピカ光ってるような、ああいう雪が北斜面のスキー場予定地には降るんだそうです。これがまた、ほんとうにすばらしいということでございますから、そういった面で、われわれ議会も、さきほど言いましたけれども、確か2回ほど現地を見せさせていただきました。

そういった面で、もう1年、最初からみたら3年ぐらいになるでしょうか、いっこうに進んでないような感じがして、今回のこの観光事業振興について質問をさせていただいているところでございます。そういった面について、町長の総体的な、あらためてご意見をお伺いしたいと思えます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 まさに、新生サホロリゾート。従前の経営の状態からみますと、非常に集客活動が積極的でありまして、そうしたことが結果に現れているというふうに私ど

もも考えております。そうした面では、サホロリゾートの関係の皆様がたの努力に敬意を表したいと思っております。

全体的な観光は、近年の経済の低迷によってたいへん苦戦を強いられているわけですが、まことサホロリゾートに限っては1割以上の伸びと。これは非常に大きな伸びだと考えております。今後ともそうした積極的な営業が展開されていくように、期待をいたしているところであります。

また、北斜面のスキー場の問題であります。これはやはり、ある程度大きな面積に手を加えるわけでありますので、したがって、さきほど申し上げたような三つほどの課題が残されていると。あの調査をやるとすると、私の感触としては、ある程度環境アセスに準ずるような調査が必要ではないかというふうな感触を受けております。

そこで、事業者側が北斜面を整備するとなると、私の考え方としては、できれば林間コースのような、あまり大きく自然に手を加えないで再整備ができないかどうか。そういうことをぜひとも検討していく必要があるのではないかとというふうに事業者側に考え方を伝えております。

また、事業者側としても、できるだけそうした町民のかたがたのいろいろなお考えもあるわけでありまして、少しでもそうした意向に沿えるような、そういう方法がないかということを含めて、きっと時間もかかっているのではないかと考えております。それと同時に、事業者側としては、そうした住民のかたがたとよく話し合いをして進めていきたいという基本的な姿勢を持っております。

したがって、これまでの間にも、何度か話し合いが持たれたようにも聞いております。たぶん北斜面の整備をすると、事業者側としてはそうした姿勢で臨んでいくものと考えているところであります。

ぜひ、そうした、仮にやるとした場合に大きな投資額にもなるわけでありまして、それが将来に向かって回収されていくものでなければ、これは経理に重大な影響を与えるわけですし、ぜひ慎重に検討されて、なおかつ、住民とのコンセンサスも求めながら進められていってほしいと、このように考えております。

◎湯浅亮議長 16番、高橋議員。

◎高橋欽造議員 この北斜面の開発というのは、林野庁もある程度は認識されているようでございます。これは管理方針書というんですか、いわゆる民間でいう環境アセスメント。これが国有林ではレクリエーションの森とかっていって、これの管理方針書というのがもう出ていて、大方の了承は得てるやに聞いているんです。

そこで、町長もなんとかこの北斜面を早く増設したいというお気持ちが分かりました。ただ、事業者と町長との考えの違いは、町長はできるだけ自然をそのままにして、林間コースというか、そういうようにして、あまりそういう自然を破壊しないような、破壊というんでしょうか、そういう言葉を使っちゃいけないですかね。できるだけそういうところに手を付けないでというお考えなのかなというように、私は今、お聞きをいたしました。それも一つの方法かなと思いますし、いずれにしても、私どもが期待している北斜面。それはなんといっても、ほかのスキー場がオフになっても、1か月以上は北斜面であれば利用できるというように聞いておりますし、その経済効果というのは計り知れないものがあるのかなと、私はそのように思っております。

それと、住民のいわゆるコンセンサスといいましようか、この地域住民というのは一体、われわれも地域住民の一員でないのかなということを考えて、あまり今までそう

というお話しを聞いたこともない。どうしたらいいんだという相談もない。そうすると、なにか特定の人になるのかなというような感じがするんです。

私はもっともっとオープンに、やはり新得町はこのサホロリゾートの恩恵を受けているよと、最近では。ほんとうにこれがなかったら大変だよというような気持ちを持っている人が、僕は相当新得町に住んでいると思います。

そういった面からも、特定の住民ということでなくオープンに、やはり開発するためには、積極的に町自体が取り組んでいただかなければ、なかなかこれはできないのではないのかなと。

さきほど町長のお話しにもありましたけれども、相当な投資額でなかったらできないそうでございます。そうすると、仮にそういうものができると、仮にこんな失礼な言い方をしたら怒られるかもしれませんが、サホロリゾートさんがどうも経営が思わしくない、もうやめたといっても、あれだけの施設がバックにあれば、どんな事業者も「私がそれじゃやりましょう」というときがくるのではないのかなという期待も、僕は持ってるんです。

そういった面から、なんとしてでもこの北斜面の早期着工、そして完成を。そして多くのスキーヤー、そして観光客が来るようなリゾート地にしてほしい。このことを最後に申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 高橋議員のご質問の主旨、私も十分理解をいたしております。

ぜひ、町民の皆様がたが、一部であったとしても、やはりそれは理解を求めていく必要があるのではないかと。そういう、お互いが歩み寄れるような、そういう再整備の計画になることも私は必要ではないかと。そんなふうにも思っております。

せっかく加森観光が本腰を入れてサホロリゾートを再建して、将来に向かってがんばっていかうと、そういう姿勢をもってがんばっておられますので、そうした面では、私どもも可能な限り協力をしていきたいというふうにも思っております。

ぜひ、今後もいろいろな議論を通して、そうした再整備の計画が町民に理解されるように、これはみんなで努力をしていかなければならないのではないかと、そんなふうにも思っております。

これからのスキー場というのは、ある意味では自然とうたされていくというか、そういう時代に入ってきていると聞いておりますので、そうであればなおさらのこと、生き残りをかけた経営改善なり、施設の整備なり、そういうことがこれからきっと求められるのではないのかと。そんなふうにも思っております。

町といたしましても、応分の財政支援をしながらサホロリゾートを再生させたわけがありますので、ぜひこれが将来に向かって町民の皆様がたにもサホロリゾートの事業が十分理解をされて、そしていろいろな面で協力をしていただけるような、そういう方法をみんなで模索していきたいものだと、このように思っております。

◎湯浅亮議長 これにて、一般質問を終結いたします。

---

日程第2 意見案第9号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第2、意見案第9号、「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書を議題といたしま

す。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

---

#### 休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月21日から9月23日までの3日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、9月21日から9月23日までの3日間、休会することに決しました。

---

#### 散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時57分)

---

# 第 3 日

平成14年第3回新得町議会定例会（第3号）

平成14年9月24日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1		議員定数調査に関する報告について
2	議案第66号	教育委員会委員の任命同意について
3	議案第67号	監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
4	認定第1号	平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
5	認定第2号	平成13年度新得町水道事業会計決算認定について
6	意見案第6号	審査結果について
7	意見案第7号	継続審査の申し出について
8	意見案第8号	審査結果について
9	意見案第9号	審査結果について
(追加日程) 10	議案第68号	町議会の議員の定数を定める条例の制定について
(追加日程) 11	議案第69号	町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(追加日程) 12	議案第70号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会議に付した事件

- 諸般の報告（第3号）  
議員定数調査に関する報告について  
議案第66号 教育委員会委員の任命同意について  
議案第67号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について  
認定第1号 平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について  
認定第2号 平成13年度新得町水道事業会計決算認定について  
意見案第6号 審査結果について  
意見案第7号 継続審査の申し出について  
意見案第8号 審査結果について  
意見案第9号 審査結果について  
（追加日程）  
議案第68号 町議会の議員の定数を定める条例の制定について  
議案第69号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第70号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 出席議員（17人）

1番	川見久雄	議員	2番	藤井友幸	議員
3番	吉川幸一	議員	4番	千葉正博	議員
5番	宗像一	議員	6番	松本諫男	議員
7番	菊地康雄	議員	8番	斎藤芳幸	議員
9番	廣山麗子	議員	10番	金澤学	議員
11番	石本洋	議員	12番	古川盛	議員
13番	松尾為男	議員	15番	黒澤誠	議員
16番	高橋欽造	議員	17番	武田武孝	議員
18番	湯浅亮	議員			

## 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会委員長	小笠原一水	
監査委員	吉岡正	

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	長	尾		正
税	務	課	長	富	田	秋	彦
住	民	生	活	小	森	俊	雄
保	健	福	祉	秋	山	秀	敏
施	設	課	長	村	中	隆	雄
農	林	課	長	浜	田	正	利
商	工	観	光	西	浦		茂
児	童	保	育	高	橋	未	治
老	人	ホ	一	高	松	敏	昭
屈	足	支	所	田	中	透	嗣
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行
財	政	係	長	武	田	芳	秋

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博
学	校	教	育	高	橋	昭
社	会	教	育	斉	藤	正
		課	長			明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加	藤	健	治
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	渡	辺	美	恵	子
書			記	田	中	光		雄



---

## 開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

---

## 諸般の報告(第3号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

## 日程第1 議員定数調査に関する報告について

◎湯浅亮議長 日程第1、議員定数調査に関する報告についてを議題といたします。

本件に関し、特別委員会委員長から報告を求めます。議員定数調査特別委員会、菊地康雄委員長。

[ 菊地康雄議員定数調査特別委員会委員長 登壇 ]

◎菊地康雄委員長 議員定数調査特別委員会調査報告を申し上げます。

3月の定例議会の中で、総務委員会を中心に進行を進めたらどうかという話を受けまして、つたない委員長、副委員長ではございましたけれども、古川副委員長とともに進行を務めさせていただきました。

十分に委員さん皆さんの意見が聞けたかどうか心配するところでもありますがけれども、激動の中、近隣の町村では率先をして定数減の方向が打ち出されているということもありまして、新得の議会においてもなんとかその方向を見いだせないかという委員長の心の内を皆様受けていただいたのかなと思っております。たいへんありがとうございました。

それでは、平成14年3月14日、第1回定例町議会において本委員会に付託された事件について、調査の結果次のとおり決定したので、町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、内容。本委員会は、地方自治法第91条の改正により、議員の定数が法定数から上限数の規定に変更になったことに伴い、議員定数条例の制定が必要となり、その適正定数を検討するため、議長を除く全議員で構成する議員定数調査特別委員会として調査審議をいたしました。

2、調査経過。地方自治法第91条に定められた議員定数は22人であるが、昭和57年に条例改正を行い2人減員した。平成6年に定数削減の陳情が出されたが、住民全体の代表者として活動し、議会機能を最大限発揮する必要から、20人の現状維持とした。

平成8年には、行財政改革の推進や8千人を切った人口減の状況を受けて適正な定数の検討を行い、平成9年3月に条例改正を行い、直近の一般選挙から適用とする2人減の18人とした。

このたび、地方自治法の改正では現行の18人が上限定数と定められたが、全道・管内状況の調査、平成12年度国勢調査の人口状況、地方交付税削減など厳しい環境下に

ある町財政状況と市町村合併問題、町内世論の動向などを調査検討し、「住民の声を反映させるには現状維持が妥当」との意見も強い中、4回にわたる慎重審議を重ねた結果、平成14年9月12日、最終結論を得たものであります。

3、調査結果。地方自治法では、本町の議員定数は現行と同じ18人が上限数と定められているが、本委員会は賛成多数により定数削減が妥当とし、現行条例より2人減じて16人が妥当であると決定した。

4、理由。国内経済はバブル崩壊による長期経済不況からいまだ脱出できず、わが町の経済、商工業に大きな陰を落とし、倒産やリストラ、事業縮小など町内事業所は先行き不透明な厳しい状況におかれています。

また、自治体財政は、地方分権への対応や少子高齢化の進展、厳しい財政状況などの課題を抱えており、特に地方交付税の大幅削減等による自治体財政の悪化は急激かつ深刻で、市町村合併論議が現実の課題となるなど、地方自治の根幹を揺るがす状況におかれています。

住民の代表である地方議会議員で構成する議会は、自治体の意思決定機関であり、その定数は人口を基礎に地方自治法で上限数が定められたが、管内外の議員定数や人口状況、経済動向並びに厳しさが増す自治体財政の現状から、その厳しさを議会自ら率先して受け止め、町の行財政改革に採り入れていく必要性を痛感し、定数を削減するものであります。

なお、議員一人ひとりが住民全体の代表者として十分活動し、議会がその権能を最大限に発揮して住民の期待にこたえ得る人数を確保すること、議会運営、委員会運営上望ましい人数とすることなどから、現行定数より2人減の16人が適正と結論づけたものであります。

以上、委員会調査報告を終わります。

[ 菊地康雄議員定数調査特別委員会委員長 降壇 ]

◎湯浅亮議長 本件について質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

本件に関する委員長報告は、地方自治法で定める上限数に2人減じて16人とするものであります。

本件は委員長の報告どおりと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

◎湯浅亮議長 暫時休憩いたします。

( 宣告 10時08分 )

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

( 宣告 10時09分 )

---

日程第2 議案第66号 教育委員会委員の任命同意について

◎湯浅亮議長 日程第2、議案第66号、教育委員会委員の任命同意についてを議題と

いたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第66号、教育委員会委員の任命同意について、提案のご説明を申し上げます。

この9月30日をもちまして、阿部靖博さんが任期満了となります。この間2期8年間、教育行政に多大なるご尽力を賜り、そのご労苦に心から感謝とお礼を申し上げます。

その後任といたしまして、新得町西3条南6丁目2番地、佐々木裕二さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐々木さんは昭和23年9月18日生まれの現在54歳で、道立新得高等学校を卒業後、昭和42年、町の職員として採用され、以来昭和47年に教育委員会に、昭和51年、教育委員会社会教育係長を経て、その後平成9年10月保健福祉課長、平成11年4月に議会事務局長となり現在に至っております。教育行政にも精通し、適任者でありますので、任命いたしたくご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よってこの採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は17名であります。議長を除くと16人です。

立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、9番、廣山麗子議員、10番、金澤学議員、11番、石本洋議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、9番、廣山麗子議員、10番、金澤学議員、11番、石本洋議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[ 書記点呼、投票 ]

◎湯浅亮議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたしました。

これから開票を行います。廣山麗子議員、金澤学議員、石本洋議員、開票の立ち会いを願います。

[ 開票 ]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数 16票、

そのうち有効投票 16票、

無効投票 0票、

有効投票中賛成 16票、

反対 0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[ 議場閉鎖 ]

---

◎湯浅亮議長 暫時休憩させていただきます。

( 宣告 10時18分 )

◎湯浅亮議長 休憩を解き、再開いたします。

( 宣告 10時19分 )

---

日程第3 議案第67号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第67号、監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件については、町議会会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件については別に発言もなければ、これより議案第67号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 認定第1号 平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第4、認定第1号、平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について、これを認定することに決しました。

---

日程第5 認定第2号 平成13年度新得町水道事業会計決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第5、認定第2号、平成13年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、平成13年度新得町水道事業会計決算認定について、これを認定することに決しました。

---

日程第6 意見案第6号 道路整備に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第6、意見案第6号、道路整備に関する意見書を議題といたします。お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたします。と思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。  
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。  
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。  
[ 挙手全員 ]

- ◎湯浅亮議長 挙手全員であります。  
よって、本件は委員長報告どおりとすることに決しました。

---

日程第7 意見案第7号 地方税源の充実確保に関する意見書の継続審査申し出について

- ◎湯浅亮議長 日程第7、意見案第7号、地方税源の充実確保に関する意見書の継続審査申し出についてを議題といたします。

本件については、別紙のとおり、菊地康雄総務常任委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件について委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。  
よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

日程第8 意見案第8号 畑作政策確立及び15年産畑作物価格等に関する要望意見書

- ◎湯浅亮議長 日程第8、意見案第8号、畑作政策確立及び15年産畑作物価格等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。  
よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。  
本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- ◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。  
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

日程第9 意見案第9号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公  
金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第9、意見案第9号、「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

◎湯浅亮議長 ここで、暫時休憩をいたします。追加議案の配布をお願いいたします。  
(宣告 10時25分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。  
(宣告 10時26分)

---

議事日程の追加

◎湯浅亮議長 日程に追加がございます。

議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま、別紙お手もとに配布したとおり、議案第68号、町議会の議員の定数を定める条例の制定について、議案第69号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例の制定についての議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りいたしました、議案第68号、町議会の議員の定数を定める条例の制定について、議案第69号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第70号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

追加日程 日程第10 議案第68号 町議会の議員の定数を定める条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第10、議案第68号、町議会の議員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。菊地康雄議員。

[菊地康雄議員 登壇]

◎菊地康雄議員 議案第68号の提案理由の説明を申し上げます。

提案理由であります。地方自治法第91条の改正が平成15年1月1日から施行され、本町の議会議員定数を定めなければなりません。改正後の地方自治法では、本町の議員定数は現行と同じ18人が上限数と定められております。

しかし、厳しい環境下にある町財政状況と市町村合併、町内世論の動向、更にはさきの議員定数調査特別委員会の審査結果も踏まえ、本町の議員定数を現行条例より2人減じ、16人とすることを提案いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[菊地康雄議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

追加日程 日程第11 議案第69号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第11、議案第69号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。石本洋議員。

[石本洋議員 登壇]



◎石本洋議員 議案第69号、町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。

提案理由でございますが、町議会の議員の定数を定める条例の制定に伴い、常任委員会の委員定数を改正する必要が生じました。それに伴い、町議会委員会条例第2条に定める定数を、総務常任委員会を除き農林建設常任委員会及び文教福祉常任委員会については、それぞれ6人を5人とすることを提案するしだいであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[石本洋議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

追加日程 日程第12 議案第70号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅亮議長 日程第12、議案第70号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。古川盛議員。

[古川盛議員 登壇]

◎古川盛議員 議案第70号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。

提案理由であります。私ども議員の月途中の異動等に関し、報酬の日割り計算を導入することにより、議員報酬支給の適正化を図るため、本条例の改正を提案いたします。

以上、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[古川盛議員 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。  
よって、平成14年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

( 宣 告 10時32分 )

---

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

# 平成14年定例第3回新得町議会会議録目次

## 第1日(14.9.12)

開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名.....	4
日程第2 会期の決定.....	4
諸般の報告(第1号).....	4
行政報告.....	5
日程第3 認定第1号 平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について...	7
日程第4 認定第2号 平成13年度新得町水道事業会計決算認定について...	7
日程第5 報告第9号 専決処分の報告について.....	7
日程第6 議案第59号 町税条例の一部を改正する条例の制定について.....	7
日程第7 議案第60号 老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について.....	9
日程第8 議案第61号 生きがい通所施設設置条例の制定について.....	10
日程第9 議案第62号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	17
日程第10 議案第63号 平成14年度新得町一般会計補正予算.....	18
日程第11 議案第64号 平成14年度新得町国民健康保険事業特別会計補正 予算.....	25
日程第12 議案第65号 平成14年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算...	26
日程第13 意見案第6号 道路整備に関する意見書.....	26

日程第 14 意見案第 7 号 地方税源の充実確保に関する意見書.....	2 7
日程第 15 意見案第 8 号 畑作政策の確立及び 1 5 年産畑作物価格等に関する 要望意見書.....	2 7
休会の議決.....	2 7
散会の宣告.....	2 7

## 第 2 日 ( 1 4 . 9 . 2 0 )

開議の宣告.....	3 0
諸般の報告(第 2 号).....	3 0
日程第 1 一 般 質 問.....	3 0
〔一般質問〕	
千葉正博議員 ・ 新たなる農業振興策について.....	3 0
宗像 一議員 ・ 屈足宅地分譲地造成について.....	3 3
高橋欽造議員 ・ 観光事業振興について.....	3 6
日程第 2 意見案第 9 号 「ペイオフ全面解禁」延期と、地方公共団体の公金 預金を「ペイオフ」対象から除外し、全額保護を求 める意見書.....	4 0
休会の議決.....	4 1
散会の宣告.....	4 1

### 第3日(14.9.24)

開議の宣告.....	4 5
諸般の報告(第3号).....	4 5
日程第1 議員定数調査に関する報告について.....	4 5
日程第2 議案第66号 教育委員会委員の任命同意について.....	4 6
日程第3 議案第67号 監査委員条例の一部を改正する条例の制定について... 4 8	
日程第4 認定第1号 平成13年度新得町各会計歳入歳出決算認定について... 4 9	
日程第5 認定第2号 平成13年度新得町水道事業会計決算認定について... 4 9	
日程第6 意見案第6号 審査結果について.....	4 9
日程第7 意見案第7号 継続審査の申し出について.....	5 0
日程第8 意見案第8号 審査結果について.....	5 0
日程第9 意見案第9号 審査結果について.....	5 1
日程の追加について.....	5 1
日程第10 議案第68号 町議会の議員の定数を定める条例の制定について.....	5 2
日程第11 議案第69号 町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定に ついて.....	5 2
日程第12 議案第70号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の 一部を改正する条例の制定について.....	5 3
閉会の宣告.....	5 4